いわき市農業委員会第32回総会議事録

会長 草野庄一は、<u>令和6年11月21日(火曜日)午後1時30分</u>、いわき市農業委員会総会を<u>いわき市役所東分庁舎5階会議室</u>にて開催した。

19 中根 まり子

1 出席者(計31名)

(1) 農業委員(22名)

1 木田 テイ子

- 2 四家 誠
 12 生田目 祥明

 3 志賀 幸
 13 菅野 綾
- 4 草野 庄一14 石井 英毅5 田子 耕一15 新妻 信夫
- 6藁谷昭夫16平田敬一7遠藤重和17箱崎寿正8佐川良平18鈴木義直
- 9油座盛明10岡村泰典

(2) 事務局(9名)

事務局長 矢吹 敬直 中村 祐一 事務局次長 農政振興係長 赤津 剛士 鯨岡 孝行 農地調査係長 府川 将人 農地審査係長 農地調査係 主査 金成 聡司 農地審査係 主査 福田 幸士 農地審査係 主査 浅川 実利 農政振興係 主査(書記) 鹿内 竜也

2 欠席者(計2名)

- 11 鈴木 理
- 22 坂本 和德
- 3 会議の概要 (注:個人情報に係る箇所を除く。)

- 21 新妻 公二
- 22 大竹 公治
- 23 木幡 仁一
- 24 蛭田 元起

事務局 (中村次長)

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

草野会長、よろしくお願いいたします。

議長 (草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力を お願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号11番鈴木理委員、議席番号20番 坂本和德委員となります。

現在、委員24名中22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第35回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第 24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号21番新妻公二委員、議席番号22番大竹公治委員、以上2名の委員にお願いいたします。

また、書記は事務局にお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局 (中村次長)

【議案書2~3ページにより会務報告】

議長 (草野会長) これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である 農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられているこ とから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局 (赤津係長)

特に、取下げ、追案等はありません。

議長

それでは、議事に入ります。

(草野会長)

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

該当する場合には、議案審議の際に申し出てください。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお開き願います。

(府川係長)

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局(福田主査)

議案説明書2ページをご覧ください。

併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。

番号1番から6番につきましては、売買による所有権の移転、番号7番につきましては、賃借権の設定、番号8番につきましては、使用貸借権の設定となります。

このうち、番号7及び8番が同一の営農者による新規就農案件となります。

以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田 15,729 m^2 、畑 3,628 m^2 、合計 19,357 m^2 となります。

議案説明書4ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、許可要件の詳細につきましては、次ページでご確認ください。 説明は、以上です。

議長 (草野会長) 只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

9番油座委員

番号1番から8番の事案につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議長 (草野会長) 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、 事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局 (浅川主査)

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いします。

なお、「現地調査位置図」は8ページ、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号4005番となります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

番号1番、申請人の住所・氏名は、小川町上平(氏名は不表示)です。 申請土地の表示は、小川町上平、登記地目はいずれも畑、転用面積は643 ㎡のうち149.7㎡です。

転用目的は、「農家住宅敷地」です。

申請理由についてですが、申請人の現在の住居について、老朽化により 取壊しを予定しており、取壊し後に敷地を地主に返還する必要があること から、耕作地に近い申請地に農家住宅を建築したうえで、娘夫婦及び孫と 同居して営農力の拡充を図ることを目的としております。

以上1件、面積は、田0㎡、畑149.7㎡、合計149.7㎡となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。

説明は、以上です。

議長 (草野会長) 只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

10番 岡村委員 番号1番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長 (草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、 事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局 (浅川主査)

議案の説明に入る前に、資料の訂正が3点ございます。

まず、議案説明書の10ページをお開きください。

1点目は、番号1番の譲渡人の名字(不表示)の訂正をお願いします。

2点目は、番号3番の譲受人の法人名について、正しくは「有限会社アクアランドはなばた」になります。

"有限会社"と"はなばた"の間に、"アクアランド"と追記をお願いします。

現地調査位置図の 10 ページ及び 14 ページについても、同じく訂正をお願いします。

3点目は、現地調査位置図のみの訂正になります。

現地調査位置図の12ページ、貸人の名前(不表示)について、議案説明書に記載のとおり、訂正をお願いします。

訂正箇所は、以上の3点となります。

それでは、議案の説明に入ります。

議案説明書の9ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の10ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いします。

なお、「現地調査位置図」は10ページから、「意見及び決定理由書」は、 右下の欄に記載しております受付番号5069番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、平上荒川、田189㎡、貸駐車場敷地、所有権の移転です。

事務局 (浅川主査)

番号2番、鹿島町御代、田818㎡、従業員駐車場、賃借権の設定です。

番号3番、勿来町四沢、田 1,257 ㎡、店舗駐車場・資材置場、所有権の 移転です。

なお、本案件は、必要な許可を経ずに、申請地の一部が既に非農地化してしまった案件となります。

番号4番、富津町、畑990 m²、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号5番、遠野町上遠野、田 1,341 m²、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号6番、遠野町上遠野、田 1,144 ㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号7番、遠野町上遠野、田 1,776 ㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号8番、三和町上市萱、田 1,636 ㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

続きまして、番号3番について補足説明します。

譲渡人によると、申請地のうち、勿来町四沢については、国との使用貸借契約に基づき、本年7月まで国道6号線改修工事に係る工事用地として使用されておりました。

このこと自体は、農地転用許可が不要とされているものの、使用貸借が終了し土地を返還する場合は、農地への復元を経なければならないところ、譲渡人は農地法を正しく理解しておらず、さらには申請地を駐車場として売買する約束を譲受人としていたことから、国に対し、農地への復元を経ずに現状のままで土地を返還することを認めてしまったとのことでした。

以上のことから、譲渡人の農地法に対する理解が不十分だった点が今回の事後許可申請に至った原因であり、故意によるものとは言えず、また、申請の際に提出された顛末書に「今後、このようなことがないように、農地にかかわらず土地の売買等に関しては、専門家に相談のうえ、法令を遵守する」旨再発防止策を記載されていること、さらには周辺農地への影響がないことなどを考慮し、原状回復を経ず、現況で許可することの可否について、ご審議をお願いするものです。

以上8件、面積は、田8,161 ㎡、畑990 ㎡、合計9,151 ㎡となります。 申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立 地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。

説明は、以上です。

議長(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いします。

23番 木幡委員 先に、番号3番について、申し上げます。

申請地のうち、勿来町四沢について、国道6号線改修工事に係る工事用地として使用後、農地への復元を経ずに申請に至った経緯を踏まえ、現地調査を行いました。

23番 木幡委員

その結果、農地区分に応じた立地基準を満たしており、転用行為による 周辺農地への影響等はないと判断いたしました。

また、先ほど事務局から説明があったように、農地法に対する譲渡人の理解が不十分だったことが今回の事後許可申請に至った原因であり、故意によるものではないこと、顛末書に再発防止策を記載していることなどを加味し、当該転用申請について、許可することも、やむを得ないと考えます。

それ以外の番号1番、番号2番及び番号4番から8番について、現地を 調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長 (草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

5番 田子委員

今回、譲受人の中にウエストエネルギーソリューションという新しい名 前の会社が入っております。

私は、この会社のことをよく存じ上げませんので、もし資料等がございましたら、ご説明頂きたいと思います。

事務局 (浅川主査)

只今のご質問ですが、ウエストエネルギーソリューション、この会社自体は先の総会において、遠野町のコメリの裏手で同じ太陽光発電設備の設置申請があり、許可を出している会社です。

確かに田子委員のおっしゃるとおり、転用の申請件数自体は、少ない会社であります。

こちらの会社ですが、元は株式会社骨太住宅という名前で事業を展開しておりまして、広島県の会社になっております。

太陽光以外には、農産物の原料又は原料として使用する商品の製造又は加工並び販売、家具インテリア商品などの販売、住宅の新築並びにリフォーム施工及びそれに関するコンサルタント事業などを行っている会社です。

申請書類の中に登記簿や事業内容の資料もありますので、確認したいということであれば、後程、事務局に申し出てください。

議長 (草野会長)

田子委員、よろしいでしょうか。

5番 田子委員

はい。

議長 (草野会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議長 (草野会長) 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (鯨岡係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局 (金成主査)

本日お配りしている資料1をお開き願います。

非農地の判断について、説明いたします。

番号1番から10番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野化している農地について、非農地判断を行うものです。

今般、非農地判断することについて、地権者及び農業委員の申出があり、 地権者からの合意を得られたことから、その判断をお諮りするものです。

なお、現地調査については、番号1番から6番については、勿来地区審議会の委員により、番号7番から9番については、遠野・田人地区審議会の委員により、番号10番については、小川・川前地区審議会の委員により実施しております。

11月分は、田4筆3,574 ㎡、畑11筆4,857 ㎡、合計15筆8,431 ㎡です。 現地の様子については、この後、前面のモニターに投影させていただき ます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長 (草野会長) 只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いします。

24番 蛭田 (元) 委員 番号1番から6番について、勿来地区審議会の坂本和徳委員、齋藤元明 委員、三戸進委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈し ている状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。

12番 生田目委員 番号7番から9番について、遠野・田人地区審議会の蛭田壽子委員、折 笠孝男委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している 状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。

21番 新妻(公) 委員

番号 10 番について、農地パトロール強化月間の現地調査において、小川・川前地区審議会の委員である草野庄一会長、矢内安宏委員、白石保基委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。

議長 (草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「非農地の判断について」は、原案のと おり可決いたします。

ここで、報告第1号に入る前に、10分間の休憩を取ります。

14時40分まで休憩といたします。

【10 分間の休憩】

それでは、議事を再開いたします。

報告第1号から第4号まで一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

それでは、議案説明書の17ページから21ページをお開き願います。

今月の報告件数は18件、権利の移動理由は、番号12番が「遺贈」、それ以外は「相続」です。

権利の取得面積は、田 54, 453. 78 ㎡、畑 33, 383. 00 ㎡、合計 87, 836. 78 ㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について)を説明】

議案説明書の23ページから24ページをお開き願います。

今月の報告件数は1件、転用面積は、田0㎡、畑203㎡、合計203㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について)を説明】

議案説明書の 25 ページから 27 ページをお開き願います。

事務局 (府川係長)

今月の報告件数は5件、転用面積は、田989 ㎡、畑2,641 ㎡、合計3,630 ㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の29ページから30ページをお開き願います。

今月の報告件数は3件、面積は、田11,948 ㎡、畑3,997 ㎡、合計15,945 ㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。 報告は、以上です。

議長 (草野会長) 次に、報告第5号から第6号まで一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 (赤津係長)

説明に入ります前に、資料の訂正がございます。

議案書12ページ、報告第5号ですが「租税措置特別法第70条の4第1項に基づく贈与税」とありますが、正しくは「租税特別措置法第70条の6第1項に基づく相続税」となります。

また、議案書13ページ、報告第6号ですが「同法第70条の6第の2第1項」とありますが、正しくは「第」を削除し「同法第70条の6の2第1項」となります。

議案書の12ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】

議案説明書の31ページから32ページをお開き願います。

今月の交付件数は1件、面積は、田991 ㎡、畑1,752 ㎡、合計2,743 ㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。 続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

【報告第6号を朗読し、報告事項(引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書について)を説明】

議案説明書の33ページから34ページをお開き願います。

今月の交付件数は1件、面積は、田991 ㎡、畑0㎡、合計991 ㎡です。 以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。 報告は、以上です。

議長 (草野会長) 以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。

次に、協議事項に入ります

始めに、「(1)いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の改正について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (鹿内主査)

資料2「いわき市農地利用最適化推進委員の改選について」をご覧ください。

始めに、概要について説明します。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うため、 農地利用最適化推進委員を委嘱しております。

現在の第17期の推進委員については、令和6年7月7日をもって任期が満了となります。

今後は、第18期の改選事務を進めることになります。

また、「農業委員」の改選事務については、市長が任命するため、市の農 政流通課が事務を所管いたします。

なお、推薦・公募の取りまとめについては、農政流通課と農業委員会事 務局の双方が窓口となり共同で行うこととなります。

次に、事務スケジュールについてですが、12月には、募集に関する情報 提供としまして、募集要項の設置及び配付について各支所に対し依頼する 予定です。

翌年1月には、ホームページ、広報いわき、農業委員会だより、JA説明会などで周知を図る予定です。

- 2月1日から29日までの1ケ月間が、募集期間となります。
- 2月中旬には中間公表、3月上旬には最終公表を行い、4月中旬には、 第1回評価委員会を開催します。
- 5月中旬の第2回評価委員会を挟み、6月下旬には、評価結果及び人事 案を、総会にて報告いたします。

7月8日、第18期の第1回総会にて、人事案の提出・承認、7月下旬には、第18期推進委員の委嘱状交付式を挙行します。

事務スケジュールについては、以上となります。

次に、資料の2ページ目をご覧ください。

推進委員の募集までに検討を要する事項についてですが、今回の協議事項となっておりますとおり、「いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱」の改正が必要となります。

推進委員の選任にあたっては、本要綱に基づき、評価委員会にて候補者の評価を行う必要がありますが、前回の改選時とは、地区審議会の組織体制が変わり、現行規定では、指名人数等に問題が生じることから改正を要するものです。

具体的には、前回の改選時は、地区審議会が、北部・中部・南部の3地区体制であっため、会長と職務代理者のほか、北部・中部・南部毎に該当する農業委員2名を「会長が指名」し、合計8名にて評価員会を設置しました。

前回の委員名簿は記載のとおりですので、併せてご確認ください。

次に、前回の経過を踏まえた、第 18 期の評価委員会設置(案)が、資料の3ページ目となります。

(案)としましては、現行の地区審議会が8地区審議会となったことから、8地区審議会から各1名の合計8名にて評価委員会を設置いたします。

事務局 (鹿内主査)

「地区審議会毎に1名」の指名とする理由については、1点目は、現行 規定の「地区審議会毎に2名」の指名では、農業委員の過半数を超えてし まうこと。

2点目は、小川・川前地区と勿来地区においては、会長と職務代理者を除くと農業委員が1人となり、規定のとおりの2名を選べないことが挙げられます。

想定される会長指名者(案)が記載のとおりですので、併せてご確認く ださい。

以上が、事務局からの提案でございます。

ご検討のほど、よろしくお願いします。

なお、今後につきましては、本日の協議により評価委員会の設置(案)がご承認頂ければ、12月の総会にて設置要綱及び募集要項(案)を提示し、併せて同日開催する全員協議会において周知する予定です。

説明は、以上です。

議長(草野会長)

只今、事務局より、説明がありました。

これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、「(1)いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の改正について」は、事務局説明のとおりといたします。

次に、「(2)令和6年いわき市農作業労働賃金標準額について」、事務局の 説明を求めます。

事務局 (鹿内主査)

資料3「令和6年いわき市農作業労働賃金標準額について」をご覧ください。

8月から10月までの計3回の協議を経まして、標準額の検討が終了したところです。

まずは、前回の協議結果について報告いたします。

資料1ページ目、右側が協議結果になります。

読み上げますのでご確認ください。

下から7項目目、請負労働作業の「もみ摺」からになります。

「もみ摺」、350円から350円、増減なし。

「もみ摺・色彩選別機同時」、450円から500円、50円の増。

「色彩選別機」、300円から300円、増減なし。

「くず米」、100円から100円、増減なし。

「畑作業・耕起」、5,800円から6,000円、200円の増。

「果樹園作業・薬剤散布」、2,500円から3,000円、500円の増。

「トラクターモアによる草刈り」、7,000円から8,000円、1,000円の増。 続いて、資料2ページ目、雇用労働作業になります。

雇用労働作業については、単位を統一して変更しております。

「1人1日、8時間」から、「1時間」に見直しました。

事務局 (鹿内主査)

「水田作業の手作業」が、1時間あたり1,000円。

「水田作業の機械作業」が、1時間あたり1,300円。

「畑作業」が、1時間あたり1,000円。

「果樹園作業の整枝剪定」が、1時間あたり1,300円。

「果樹園作業の果樹一般作業」が、1時間あたり1,000円。

また、山林作業については、資料の一番下、標準額に設定しない作業項目として記載しておりますので、ご確認願います。

なお、特記事項の修正も行いました。

修正点については、特記事項の5番、最後の文章です。

「雇用労働作業について、令和6年中に最低賃金が改定された場合は、 改定後の最低賃金の額を下回らないよう対応をお願いします。」としており ます。

前回の協議結果については、以上となります。

次に、これまでの協議結果を踏まえまして、資料の3ページ目が令和6年標準額表の「原案」となります。

本総会においてご承認を頂き、その後、福島さくら農業協同組合いわき 統括センターに対し、「原案」の承認依頼を行う予定です。

また、JA承認後は、来月12月の総会に、議案として提出いたします。 本原案の内容について、ご確認頂きたいと思います。 説明は、以上です。

議長 (草野会長) 只今、事務局より、説明がありました。

これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、「(2)令和6年いわき市農作業労働賃金標準額について」は、事務局説明のとおりといたします。

次に、その他に入ります。

まずは、事務局から何かありますか。

事務局 (鯨岡係長)

【資料4】目標地図の素案作成に向けて

⇒ 各地区の進捗状況について、上記資料により説明した。

議長 (草野会長) そのほか、委員の皆様から何かございますか。

12番 生田目委員

今年9月の大雨により、私の遠野地区も被災した農地が多数あります。 よく聞かれることなのですが、被災農地に関して、来年3月までの復旧 が出来るのかどうかというご意見を頂きます。

土砂の流入、河川の氾濫により石等が流入した田んぼ、特に常磐藤原地 区は、大多数の田んぼで何かしらの影響を受けています。

そういう地区で、田んぼの営農再開、来年作付け出来るのか。

中々、返答に困るところもあります。

12番 生田目委員

農業委員会から何か出して欲しいっていうことではないのですが、もし そう言ったお話があれば、復旧に向けて対応して頂きたいなと思います。

田んぼをやめようかという方もいるようです。

耕作放棄地にならないように何かしらの手立てがあれば、お願いしたい と思います。

よろしくお願いいたします。

議長 (草野会長)

市内では、農地やその他の分野で、大きな被害が出ております。

災害に関しては、農業委員会が全て決断するものではないので、地元の 区長を介して、市役所の関係各課へ対応を委ねることになります。

各地区の農業委員や推進委員が同じ意識で、区長に状況を伝え、市との 交渉にあたる。

当然、農業委員会としても被害の実態を掴み、出来る限り早期に対応してもらうよう申し伝えているところです。

生田目委員から意見が出たように、地域から出た声については、間に入るというよりも、当事者として市に申し伝えて行くよう、今後も努力して行かなければなりません。

事務局にも、よろしくお願いしたいと思います。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

【意見・質問なし】

特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第32回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請につ いて	原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請につ いてについて	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請につ いて	原案のとおり可決
第4号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称	
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について	
第6号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書について	

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員該当者なし

6 本総会の閉会時刻

午後3時10分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

- 21 新妻 公二
- 22 大竹 公治